

令和 6 年度 事業計画書

1、定款に規定する事業に則り次の事項を行う

公1-1 都市防災・美化に関する調査・研究

(1) テーマ 「東京都における公園緑地の歴史探訪と防災対策」

(2) 調査・研究の背景と目的

前年度に続き、東京都における公園緑地の歴史探訪と防災対策の調査・研究を継続する。前年度計画でも述べた通り、東京都環境局の緑化計画書制度においても、緑化の推進は自然の回復の基本であり、美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに重要な役割を果たすとある。このように東京都は一貫したみどり重視の方針を堅持してきた。この政策を担う公園・緑地の役割は多々あるが中でも代表的なものとして、人々の癒しの効果と防災対策があげられる。

癒しの効果は、視覚、聴覚、触覚など五感から得られるものが大きいですが、さらに公園・緑地の各種の情報・知識を得ることにより、一層の親しみ・愛着が深まる。

今回、各地の公園・緑地の歴史を探り、全体・総括的に俯瞰することによって、東京の緑の豊かさと素晴らしさを、再発見しようとするものである。歴史など遺構情報の有用性・重要性を理解することを目的とし、公園・緑地の在り方の参考とするものである。

東京の公園緑地の歴史情報を調べると、古代からの水害、江戸時代の大火災・地震、大正期の関東大震災、昭和の戦災など、あまたの災害とのかかわりが在ったことが解る。公園緑地の防災上の役割を概観・整理し、その中からいくつか特徴ある公園防災の事例を紹介する。

地震災害への対応など今日の問題に役立てることを目的とするものである。

(3) 調査・研究の内容及び方法

(1) 内容

- ・東京都における公園緑地の歴史的背景と現況及び防災対策
東京都の公園・緑地について歴史の事象を調べ、紹介する。
防災対策では、いくつかの公園の事例を調査・分析する。

(2) 方法

主に都市における防災・美化に関するこれまで発表された研究論文を中心に、必要と考える調査 研究論文等を加える。

更に現地調査など行い、過去及び現在の状況を比較分析する。

(4) (公財)都市防災美化協会に調査・研究委員会を設置し、調査・研究を推進する。

① 調査・研究委員会の構成

(委員は50音順に表示)

- | | | | |
|---------|--------|----------------|------|
| < 統 括 > | ・西口敏之 | 公益財団法人都市防災美化協会 | 理事長 |
| < 委員長 > | ・中島 宏 | 公益財団法人都市防災美化協会 | 顧問 |
| < 委 員 > | | | |
| | ・上杉俊和 | 公益財団法人都市防災美化協会 | 理事 |
| | ・妹島哲生 | 公益財団法人都市防災美化協会 | 常務理事 |
| | ・谷口英幸 | 公益財団法人都市防災美化協会 | 理事 |
| | ・藤井英二郎 | 公益財団法人都市防災美化協会 | 理事 |
| | ・細岡 晃 | 公益財団法人都市防災美化協会 | 理事 |
| | ・和田幸子 | 公益財団法人都市防災美化協会 | |

<事務局> ・妹島哲生 公益財団法人都市防災美化協会 常務理事
・和田幸子 公益財団法人都市防災美化協会

その他必要に応じて防災、都市計画、環境等の専門家からメンバーの追加を行う

- ② 調査・研究委員会の運営
「調査・研究委員会」は4回実施
●第1回委員会(令和5年 5月)
●第2回委員会(令和5年10月)
●第3回委員会(令和6年 3月)
●第4回委員会(令和6年 9月頃)

(5) 調査・研究期間

令和5年4月より令和6年9月までとする

前年度は報告書の出版・配布事業、11月のシンポジウム開催に備えた各種準備作業に時間を割いた影響で、調査・研究活動が遅延したため、期間を今年度まで延長する。

(6) 業務委託契約の内容

① 業務委託契約の種類及び名称

「東京都におけるの公園緑地の歴史探訪と防災対策」に係る論文等の調査・原稿依頼契約

② 業務委託期間 令和6年4月から令和6年9月までの間。個別契約によって異なる

③ 委託料 (全体) 金 300,000円(消費税含む)

④ 委託先 当協会に係わってきた有識者など

(7) 調査・研究報告書の体裁 A4判 100～150ページ

公1-2 都市防災・美化に関する図書・印刷物の発行

- (1) ① 不特定多数の都民が当協会の行う調査・研究の成果品を活用することによって、防災・美化対策の一助になるよう出版する
② 国や地方公共団体の防災、環境の保全、保護及び整備等の担当者、関係者及び大学等の研究者に役立てて頂くよう出版する

(2) 出版物

「東京都における公園緑地の歴史探訪と防災対策」

(3) 出版部数 600部程度

公1-3 都市防災・美化に関する普及・啓発

- (1) 都民及び団体等への都市防災・美化に関する普及・啓発活動の一環として都市防災・美化に関わる大学の研究者、行政、研究機関及び図書館等に出版物を無償頒布する
(2) 当協会の出版物を活用して、防災・美化対策に関連する講演会、協議会等で公表したり、シンポジウム・セミナーを開催する等によって普及・啓発を図る。